13章　秘密保持契約（NDA）　　第Ⅳ部　類型

限定提供データと契約

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　問題の所在：秘密でないデータは守られないのか

データを取引先に提供する契約書には、次のような条項がよく置かれます。

> 第〇条（利用条件）
> 1　乙は、本データを本目的の範囲でのみ利用し、甲の事前の書面による承諾なく第三者に開示または提供してはならない。
> 2　甲は、本データの提供にあたり、乙に対してIDおよびパスワードを発行する。

販売する地図データ、会員に提供する機械の稼働データ、コンソーシアムで共有する消費動向データ。こうしたデータは、提供先が多ければ多いほど「秘密」とは言いにくくなります。一定の目的に沿って集積されたことに価値があり、中身に公知のものを含み、一部は一定の条件で社外に広く提供されることもあるからです。その場合、秘密管理性や非公知性を満たさず、営業秘密としては保護が足りません（注1）。

ほかの制度も十分ではありません。データ自体に創作性があることはほとんどないので著作権法の保護は足りず、不法行為では保護されるかが予見しにくいうえ、原則として差止めが認められません（注1）。契約で守る方法はありますが、契約の当事者以外の者には請求できません（注2）。

提供先との契約がしっかりしていても、そのデータを第三者が不正に取得して使ったときには、契約では手が届かないということです。この穴を埋めるのが限定提供データの制度です。

二　制度の枠組み

1　限定提供データ（不競法2条7項）：2018年改正で新設

限定提供データは、平成30年の不正競争防止法改正で導入されました（注3）。定義は次のとおりです。

> 7　この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（営業秘密を除く。）をいう。（注4）

この定義にあたるデータの不正取得・使用・開示などが不正競争とされ、差止めと損害賠償の対象になります（注5）。事例の蓄積が少ない中で事業者を過度に萎縮させないよう、刑事罰の対象にはなっていません（注5）。

2　営業秘密との違い（非公知性を要しない）

営業秘密と限定提供データは、守る対象の考え方が逆向きです。経済産業省の限定提供データに関する指針は、営業秘密の規律は事業者が秘密として管理する情報の不正利用からの保護を、限定提供データの規律は一定の条件を満たす特定の者に提供する情報の不正利用からの保護を、それぞれ目的とするものと説明しています（注6）。

	営業秘密	限定提供データ
秘密であること	秘密管理性・非公知性が要る	要らない（営業秘密は除かれる）
管理の方法	秘密管理措置（表示や契約も含む）	電磁的管理（アクセスの制限）
対象	情報であれば媒体を問わない	電磁的方法で相当量蓄積されたもの
転得者の主観	悪意または重大な過失	悪意のみ
正当に受け取った者の使用	図利加害目的があれば不正競争	図利加害目的に加えて、管理に係る任務に違反した場合に限る
刑事罰	あり	なし

（各行の根拠は（注4）（注5）（注6）（注7）（注8）（注9））

二つの制度は重複しません。当初は「秘密として管理されているものを除く」とされていましたが、令和5年の改正で「営業秘密を除く」に改められました（注6）。**秘密として管理していても、公然と知られていて（非公知性を欠いて）営業秘密にあたらない情報は、限定提供データの要件を満たせば、限定提供データとして保護される余地があることになります。**重複して保護されないの

は法適用の場面の話で、指針は、実務上は両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことが期待されるとしています（注6）。

3　3要件（限定提供性・電磁的管理性・相当蓄積性）

限定提供性は、「業として特定の者に提供する」ことです。「業として」は、社会通念上、事業の遂行・一環として行われているといえる程度のものをいい、まだ提供していなくても、そのような事業の一環として提供する意思が認められれば足ります（注10）。「特定の者」は一定の条件の下でデータの提供を受ける者で、数の多寡は問いません。会費を払えば誰でも提供を受けられるデータの、会費を払った者も当たります（注11）。

電磁的管理性は、データ提供時の管理措置によって、特定の者に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を、第三者が認識できるようにされていることです（注12）。データ保有者と提供を受けた者以外がアクセスできないようにする技術が必要で、ID・パスワード、ICカード、生体認証、専用回線などが該当します（注13）。社内でのデータの取扱いが電磁的に管理されていなくても、提供時の管理があれば、この要件が直ちに否定されるわけではありません（注12）。

相当蓄積性は、有用性を有する程度に電子データが蓄積していることです（注14）。社会通念上、電磁的方法で蓄積されることによって価値を持つものが該当し、付加価値、利活用の可能性、取引価格、投じられた労力・時間・費用等を勘案して判断されます（注14）。

三　解釈：どういうデータが当たるか

「技術上又は営業上の情報」には、利活用されている（または利活用が期待される）情報が広く該当します。地図データ、機械の稼働データ、AIの学習用データセットや学習済みモデル、消費動向データ、市場調査データなどです（注15）。違法な情報やこれと同視しうる公序良俗に反する有害な情報は該当しないと考えられています（注15）。

外れるものの代表は次の2つです。

電磁的管理をしていないデータです。閲覧はできるがコピーできない措置を施したDVDで提供するデータは、アクセスを制御していないので、原則として電磁的管理性を満たしません（注16）。コピーを防ぐだけでは、原則としてこの制度の管理にはなりません。

無償で広く公開しているデータと同じデータです。相手を特定・限定せずに無償で広く提供されているデータ（オープンなデータ）と同一の限定提供データを取得・使用・開示する行為は、適用除外とされています（注17）。出典の明示を条件にしていても、誰でも無償でアクセスできれば「無償で公衆に利用可能」にあたります（注18）。政府の統計データを単純かつ機械的に並べ替えたり切り出したりしたものは「同一」と考えられます（注19）。データの提供を受ける見返りに自らのデータの提供を求める場合や、製品の購入者に限って提供する場合は、金銭の支払がなくても「無償」にあたらないと考えられます（注18）。

四　契約実務への還元

1　データ提供契約との関係

限定提供データの制度は、契約を不要にするものではありません。とくに提供先との関係では、**契約の書き方が、不正競争にあたるかどうかの判断に影響します。**

正当に受け取った者が目的外に使ったり第三者に開示したりしても、それだけでは不正競争になりません。図利加害目的が必要で、これは単なる契約違反を超えて不正競争に該当する場合を限定する要件です（注20）。図利加害目的があるといえるには、その態様の使用や開示が許されていないことが当事者にとって明らかで、本人がそれを認識していることが前提になります（注20）。使用については、さらに限定提供データの管理に係る任務に違反していること、つまり保有者のためにするという委託信任関係があることが必要で、データを専ら自分のために購入した者には任務がないと考えられています（注21）。

したがって、使用や開示が許される範囲が契約上はっきりしておらず、受け取った側が許されていると考えて使用・開示した場合には、結果として契約違反とされても、図利加害目的は原則として否定されると考えられています（注22）。指針は、保有者としては使用や開示が許される範囲を契約上明記しておくことが望ましいとし、開示が禁止される「第三者」に子会社・関連会社等が含まれるかを明確にしておくことが望ましいとしています（注23）。契約の終了時期や更新の取扱いが不明確な場合も、同様に図利加害目的が否定されやすくなります（注24）。

2　電磁的管理性を満たす条項

データ提供者としては、制度の保護を受けられる形で提供するための条件と、提供先での使い方を、次のように書いておきます。

> 第〇条（本データの提供および管理）
> 1　甲は、乙が指定する者に発行するIDおよびパスワードによる認証を経た場合に限り、本データにアクセスできる方法で本データを提供する。
> 2　乙は、前項のIDおよびパスワードを厳重に管理し、第三者（乙の子会社および関連会社を含む。ただし甲が書面で承諾した者を除く）に利用させてはならない。
> 3　乙は、本データを別紙に定める目的の範囲でのみ利用し、前項の第三者に開示または提供してはならない。
> 4　本契約の有効期間の満了または解除後、乙は、甲が書面で更新に同意した場合を除き、本データの利用を直ちに終了する。

1項は提供の方法を定めて電磁的管理性の裏づけとするものです（注13）。電磁的管理性は提供時の管理措置で判断されるので、実際の提供の仕組みが条項と合っていなければ意味がありません。2項の括弧書きは開示が禁止される第三者の範囲を（注23）、3項は許される範囲を（注23）、4項は終了後の扱いを（注24）、それぞれ明らかにするものです。

提供を受ける側は、上の範囲を確かめておきます。あわせて、取引で受け取ったデータについて、その前に不正取得や不正開示が介在していたことを受領時に知らなければ、後で知っても自ら利用することは制限されず（不正競争防止法2条1項13号・16号は開示だけを対象とします）、受領時の契約の範囲内で第三者に提供することも続けられる（同法19条1項9号イ）、という扱いを知っておきます（注25）。提供されるデータの権利関係や利用条件をどう定めるかは、15章の別稿「データ利用許諾契約」が扱います。秘密保持の章はここまでです。データそのものの取引は、15章で扱います。

参考文献等

（注1）森本大介＝石川智也＝濱野敏彦編著『秘密保持契約の実務――作成・交渉から営業秘密／限定提供データの最新論点まで〔第2版〕』（中央経済社、2019）241頁
（注2）前掲注1・241～242頁
（注3）前掲注1・243頁
（注4）不正競争防止法2条7項
（注5）経済産業省「限定提供データに関する指針」（最終改訂令和6年2月）6頁
（注6）前掲注5・15頁
（注7）前掲注1・254頁・264頁の図表6-2
（注8）前掲注5・26～27頁・32～33頁
（注9）不正競争防止法2条1項14号
（注10）前掲注5・9頁
（注11）前掲注5・10頁
（注12）前掲注5・11頁
（注13）前掲注5・12～13頁
（注14）前掲注5・10～11頁
（注15）前掲注5・14頁
（注16）前掲注5・13頁
（注17）不正競争防止法19条1項9号ロ、前掲注5・15～16頁
（注18）前掲注5・16頁
（注19）前掲注5・18頁
（注20）前掲注5・27頁
（注21）前掲注5・33頁
（注22）前掲注5・28頁
（注23）前掲注5・28頁
（注24）前掲注5・29頁
（注25）前掲注1・256頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/nda-gentei-teikyo-data/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「限定提供データと契約」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。